

(介護予防)通所リハビリテーション運営規定

1. 事業の目的

横山医院が行う通所リハビリテーション事業及び介護予防通所リハビリテーション事業の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、要介護者又は要支援者に対し、事業所の医師、理学療法士、作業療法士、その他職員が、当該事業所において適切な通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションを提供することを目的とする。

2. 事業所の概要

事業所名	横山医院
所在地	〒240-0064 神奈川県横浜市保土ヶ谷区峰岡町 2 丁目 118 番地
事業所番号	第 1410603480 号
連絡先	045-331-3296(横山 正)
サービス提供地域	保土ヶ谷区近辺

3. 事業所の職員体制

職種	従事するサービス内容等	人員
管理者(医師)		1 名以上(常勤 1)
事務担当職員	物理療法、事務、補助	2 名(常勤 2)
理学・作業療法士	個別リハビリ	4 名以上(常勤 2、非常勤 2)

4. 営業日および営業時間

営業日	営業時間
月～金	13:20～15:00

※年末年始(12/29～1/3)、夏季休暇、土日祭日はお休みとさせていただきます。

※感染症発生時や自然災害時は休みとなることがあります。また時間短縮等の措置を取らせていただく場合があります。

5. 利用定員・対象

1 回の提供時間において約 30 名まで。要支援 1～2、要介護 1～5 の方が対象です。

6. サービス内容

- ① 健康状態の観察(血圧、脈拍の測定、病状の観察等)
- ② 身体機能維持のための機能訓練、動作の練習(個別リハビリ)
- ③ 全身運動や脳トレ等の集団体操
- ④ 物理療法・マシントレーニング

※ 要支援の方で 12 月を超えて利用される場合は内容が変更となります。

7. 利用者負担金

- ① 利用者の方からいただく利用者負担金は次表のとおりです。
- ② この金額は、介護保険の法定利用料に基づく金額です
介護保険外のサービスとなる場合(サービス利用料の一部が制度上の支給限度額を超える場合を含む)には、全額自己負担となります(介護保険外のサービスとなる場合には、居宅サービス計画を作成する際に居宅介護支援職員から説明の上、利用者の同意を得ることになります)。
- ③ 利用者負担金は、翌月 10 日以降に現金にてお支払いいただきます。
- ④ 事業者は、利用者から料金の支払を受けた時は、領収書を発行します。

【基本料金】	要介護 1	369 単位/日	算)
	要介護 2	398 単位/日	要支援 2 4224 単位/月 (1年～240 単位減
	要介護 3	429 単位/日	算)
	要介護 4	458 単位/日	
	要介護 5	491 単位/日	

要支援 1 2278 単位/月 (1年～:120 単位減

【加算】

- 理学療法士等体制強化加算 30 単位/日
- 口腔栄養スクリーニング加算 I・II 20.5 単位/6 月

【減算】

- 送迎減算 47 単位/片道(往復 94/回)
※ 1 単位=10.88 円(1 割～3割が利用者負担分となります)

8. 当事業所におけるサービス提供方針

- (ア) 要介護者等が、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう必要なりハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図ります。
- (イ) 実施にあたり、利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防に資する目的を設定し、その目的に沿ったリハビリテーションを計画的に行います。
- (ウ) 実施にあたっては、関係区市町村、地域包括支援センター、地域の保健・医療福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

9. 非常災害時の対策 非常時の対応

別途定める消防計画にのっとり対応を行います。

	年1回避難訓練を行います。			
避難訓練及び 防災設備	設備名称	個数等	設備名称	個数等
	スプリンクラー	なし	防火扉・シャッター	なし
	非常警報設備	あり	屋内消火栓	なし
	自動火災報知機	あり	ガス漏れ探知機	あり
	誘導灯	2箇所	消火器	4か所
	カーテン、布団等は防災性能のあるものを使用しています。			
消防計画等	保土ヶ谷消防署への届出日: 令6年5月 防火管理者: 横山 正			

10. 秘密保持

事業所および事業所職員は、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持します。但し、居宅サービス計画を作成するに当たり、サービス事業者に開示しなければならない情報については、事前に利用者またはその家族から同意を得るものとします。

11. 相談窓口、苦情対応

- 当事業所のサービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応いたします。

電 話 番 号	045-331-3296
F A X 番 号	045-331-3394
担 当 者	横山 正
そ の 他	相談・苦情については、管理者および訪問担当者が対応します。 不在の場合でも、対応した者が必ず「苦情相談記録表」を作成し、担当者、管理者に引き継ぎます。

- その他、お住まいの区役所および神奈川県国民健康保険団体連合会においても苦情申し立て等ができます。

神奈川県国民健康保険団体連合会 (国保連)	所在地:横浜市西区楠町 27-1
	電話番号:045-329-3447
	対応時間:月曜日～金曜日 9:00～17:00
保土ヶ谷区役所高齢・渉外支援課	所在地:横浜市保土ヶ谷区川辺町 2-9
	電話番号:045-334-6394
	FAX 番号:045-334-6393

12. 運営法人の概要

名 称	医療法人社団晃徳会 横山医院
代 表 者	横山 正
所在地・連絡先	〒240-0064 横浜市保土ヶ谷区峰岡町 2 丁目 118 番地

13. サービス利用に当たっての留意事項

- 当事業所では送迎を行っておりません。ご利用者様または御家族様介助にてご来院下さい。
- 介護士が在籍していないため、介助等が必要な場合は事務員が対応します。
- 施設内の設備や器具は本来の用法に従ってご利用ください。これに反したご利用により破損等が生じた場合、弁償していただく場合があります。
- 院内は禁煙です。喫煙はご遠慮ください。
- 他の利用者様や患者様の迷惑になる行為はご遠慮ください。
- 所持金品は室内で一括管理させていただきます。貴重品はお持ちにならないで下さい。
- 飲食物の提供やオムツ等の支給はございませんので、必要であればご持参ください。

(提供場所・内容)

1. 通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションの提供場所は横山医院内リハビリテーション室です。所在地は前項のとおりです。
2. 事業者は、「通所リハビリテーション計画」または「介護予防通所リハビリテーション計画」に沿って通所リハビリテーションを提供します。事業者は通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションの提供にあたり、その内容について利用者に説明します。
3. 利用者はサービス内容の変更を希望する場合には、事業者に申し入れることができます。その場合、事業者は、可能な限り利用者の希望に添うようにします。

(衛生管理等)

利用者の使用する施設その他の設備について衛生的な管理に努めます。

事業所において感染症の発生、及び、まん延を防止するために次の措置を講じます。

- 1 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話可)を開催するとともに、従業者に周知徹底を図る。
- 2 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
- 3 従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(緊急時の対応)

事業者は、現に通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションの提供を行っているときに利用者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、家族または緊急連絡先へ速やかに連絡するとともに速やかに主治の医師または歯科医師に連絡を取る等必要な措置を講じます。

(身体拘束)

当施事業所は、原則として利用者に対し身体拘束を行いません。但し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合は、施設管理者又は施設長が判断し、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行うことがあります。この場合には、当施設の医師がその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載することとします。

(虐待の防止)

事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じるよう努めるものとする。

1. 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
2. 事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。
3. 事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。
4. 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(その他運営についての重要事項)

事業者は、従業者の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、業務体制を整備する。

- 一 採用時研修 採用後1ヶ月以内
- 二 継続研修 年1回(その他、適時)

附則

この規程は令和6年6月1日から施行する。